

木造住宅耐震補強工事の補助制度をご利用ください

(東日本大震災で損壊した住宅の補修費用を補助するものではありません)

【応募要件(対象となる住宅)】

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
②耐震診断(精密診断法)の結果、上部構造評点※2が1・0未満

耐震性が低い、つまり耐震診断(精密診断法)※1の結果、住宅の耐震補強が必要とされた住宅が対象となりますので、応募要件をご確認のうえ、必要書類を添えてお申し込み下さい。

※1 精密診断法とは、建築士法に規定する一級建築士などに依頼して実施する精密診断で、無料派遣制度で実施する一般診断法での診断とは異なります。この調査は、原則として個人で実施しなければなりません。なお、この調査には約30万円程度の費用が必要となります。

いと判定された住宅に耐震補強工事を行う場合、その工事に補助金を交付する要綱を定めました。

市では、平成22年9月に、今後予想される地震災害に対しても、市内の既存建築物の耐震性能を調査し、市民の生命、財産を守ることを目的とした「つくばみらい市耐震改修促進計画」を策定しています。

その実現に向け、耐震性が低いと判定された住宅に耐震補強工事を行う場合、その工事に補助金を交付する要綱を定めました。

| ※2 上部構造評価点 | 判 定 |
|------------|--------------------|
| 0.7未満 | 倒壊、または損壊などの危険があります |
| 0.7以上1.0未満 | やや危険があります |
| 1.0以上1.5未満 | 一応安全です |
| 1.5以上 | 安全です |

④所有者は市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと

【申請について】

◎申請手続をする前に、設計や工事の契約を進めてしまつた場合は、補助の対象となりませんのでご注意下さい。耐震改修工事は、市内に事務所または事業所を有する事業者と契約を締結して行なうことが条件となります。

▼改修工事に要する費用
工事金額の3分の1(30万円)
が限度)

この補助金の交付決定を受けた後、内容に変更や中止などが生じたときは、変更などの承認申請が必要です。
※「補助金交付申請書」は、ホームページからダウンロードできます。

ただし、建物が鉄骨・鉄筋満のもので、耐震改修設計および補強工事を実施すること、特殊な構造の場合など、対象とならないことがあります。

ア、建物の所有を明らかにする書類(固定資産課税納入通知書、または登記簿)イ、建築確認証の写し、その他建築物の建築年月日を確認することができる書類ウ、見積書の写し(契約前に建築士が設計したもので、耐震改修設計および工事に必要な費用を確認することができる書類)

【申込期間】

6月11日(月)～9月28日(金)
(予定の棟数に達した時点で終了となります)

申込先
市役所谷和原厅舎都市計画課
建築指導係

○補助金交付申請書に、次の書類を添えて提出してください。
(添付書類:各1部)

問 谷和原厅舎都市計画課
58-2111 (内線8162) 6月号 (No.74) 10